

ロサンゼルスにおける観光プロモーション実施業務委託に係る
公募型プロポーザル 質問票への回答

No.	質問事項	回答
1	本事業実施における数値目標、中長期的な目標とその根拠をご教示ください。	本事業の業務内容は仕様書の通りであり、本業務を通じて、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図ることとしています。
2	県がターゲットとする高付加価値旅行者の具体的な属性（世帯年収や嗜好性など）について、過去の調査データ等の共有はありますか。また、市場調査報告における『分析の深度』として、外部専門家による定性調査まで求められていますか。	本業務の開始後、業務を効果的に進めていくうえで必要に応じ、過去の富山県の事業や調査の結果等について共有することは可能です。なお、本事業では、外部専門家による調査は求めています。
3	本事業の実施後、費用対効果を計測するにあたってロサンゼルスからの観光客の増加数を測る手段はどのように計画されていますでしょうか。	観光庁やJNTOの各種統計及び資料、関係機関や事業者へのヒアリング等を通して、観光客の入込数の状況や効果等を把握いたします。
4	仕様書「4（4）実施内容」①の「旅行会社、メディア向けイベント」において、ジャパン・ハウス・ロサンゼルス5階サロンについて「会場使用は無償で見積もること。」とありますが、今回の委託費には含めないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書の中に「県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。」「県が制作した動画等を活用し、効果的にPRすること。」との明記がありますが、具体的にどの動画やどの情報発信素材を指しているのでしょうか。	富山県が保有する素材は、県観光公式サイト「とやま観光ナビ」に一部掲載しています。なお、使用する具体的な素材については、業務開始後、県と協議のうえ決定してください。 （参考）県観光公式サイト「とやま観光ナビ」掲載の素材 ①パンフレット https://www.info-toyama.com/business/brochures ②ポスター https://www.info-toyama.com/business/posters ③動画素材 https://www.info-toyama.com/videos
6	仕様書「4（4）実施内容」①の「旅行会社・メディア向けイベント」「イベントの企画・運営」について、「県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。」とありますが、この郵送費は県の負担という認識でよろしいでしょうか。	輸送費は委託料に含めてください。
7	「食・伝統工芸などに関するイベント、体験ワークショップの実施」について、人選にあたっては「候補者について県と調整のうえ決定するものとする」と記載されていますが、 ①予め富山県の意向、ならびに業界団体との調整により業界と渡航者が決まる。 ②プロポーザル参加事業者が予め業界団体や事業者と協力をとりつけ、人選まで確定した内容で提案する。 の、どちらが仕様書の記載に対し適正な解釈となりますか。	富山の食や伝統工芸などの魅力をPRできる者は、業務開始後に県と調整のうえ決定していただきます。プロポーザル参加にあたり、事前に関係者等に協力依頼を行っていただくことは問題ありませんが、実際の選定は、業務開始後の調整及び決定となることにご留意ください。
8	招聘する専門家（職人やシェフ等）の人数に最低限のノルマはありますか。また、県関係者の渡航費・滞在費は本委託料には含まれない（県が別途負担する）という認識で相違ないでしょうか。	富山の食や伝統工芸などの魅力をPRできる者を1名以上選定し、食・伝統工芸などに関するイベントや体験ワークショップを実施してください。 なお、上記の者以外の県関係者の渡航費・滞在費は本委託料には含まれません。

ロサンゼルスにおける観光プロモーション実施業務委託に係る
公募型プロポーザル 質問票への回答

No.	質問事項	回答
9	<p>本事業の実施において、県職員の現地渡航人数は何名を予定していますか。また「食・伝統工芸などに関するイベント、体験ワークショップの実施」で起用する職人の渡航については、県職員と同行程・同内容での手配を想定していますか。仮に日本から現地イベントのディレクターの派遣について検討した場合、そのスタッフが別行程で、イベントに支障のない範囲で職人の出発から帰国までをアテンドする事も検討できますか。</p>	<p>県職員の渡航人数は現在調整中です。富山の食や伝統工芸などの魅力をPRできる者の渡航日程については、イベントの日程等を踏まえて決定するため、県職員と渡航日程が異なる場合も想定されます。イベントディレクターの渡航やアテンドも可能ですが、具体的には、業務開始後、県と協議してください。</p>
10	<p>富山県産品の展示販売については、現地展示・販売に協力いただく店舗のコンセプトもあるため、商品選定は現地店舗運営事業者と委託事業者が選定することで問題ございませんか。または、県において、複数の事業者と、当該事業者の商品の展示販売を想定していますか。想定している場合、工芸品ならびに加工食品対象事業者の輸出担当者をご紹介いただくことは可能ですか。</p>	<p>富山県産品の展示販売の商品等については、委託事業者と現地店舗運営事業者において調整し、選定いただくことを想定していますが、具体的には業務開始後、県と協議のうえ決定してください。</p>
11	<p>伝統工芸品や食品の輸送に関し、県が指定する品目や最低数量の目安はありますか。または、輸送費について、一定の上限設定や実費精算の協議は可能でしょうか。</p>	<p>輸送する物品の量や輸送費、精算方法については、契約候補者と、企画提案内容を踏まえて仕様内容等を協議するなかで調整・決定いたします。</p>
12	<p>展示・販売用の商品については、事業終了後の日本国内（各協力事業者様）への返品を含む発送費を想定した金額を記載することで相違ありませんか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
13	<p>米国へ食品を輸出する際には、食品を製造販売する事業者のFDA 認証取得が必須とされていますが、本事業の各イベントで加工食品等を扱う際には、法令順守かつ安全で適切な発送の為、FDA 登録済みの事業者を紹介いただく事は可能ですか。</p>	<p>プロモーションに必要な食材等の輸送について、委託事業者には必要となる一切の手続きを行っていただきますが、必要に応じ、業務開始後に県と協議・調整をお願いいたします。</p>
14	<p>採択後の協議において、実施回数や規模の増減があった場合、委託料の範囲内で調整となりますか。それとも契約変更の対象となりますか。</p>	<p>仕様内容が当初契約から変わる場合、必要に応じて変更契約を締結します。</p>
15	<p>仕様書「6 その他」に「現地の社会情勢に十分留意し、事業を実施するものとする。」とありますが、国際情勢や日米間の政治的理由などによって中止もしくは延期が決定された際は、それまでの事業費は支払われますか。また、輸送費や渡航費などが急激に上昇した場合は、どのような対応となりますでしょうか。</p>	<p>その時の状況・情勢に応じて判断しますので、適宜、県と協議のうえ事業を進めてください。輸送費や渡航費が急激に増加した場合等については、必要に応じて、委託内容や金額を変更して対応します。</p>
16	<p>制作した映像の『編集前素材（ラッシュ）』の所有権も県に帰属しますか。また、受託者が実績として自社SNSやポートフォリオで公開することは、契約終了後も可能ですでしょうか。</p>	<p>編集前素材の著作権等については県に帰属させる必要はありません。また、受託者が実績としてポートフォリオ等で公開することは差し支えありません。</p>